

平成 26 年 10 月 4 日制定
令和 4 年 4 月 9 日改定

一般社団法人日本転倒予防学会推奨品規程

一般社団法人日本転倒予防学会

(目 的)

第 1 条

一般社団法人日本転倒予防学会（以下、本会）は、転倒とそれに係る損傷の予防に資する製品、サービスを社会に広く知らしめ、転倒予防による国民の生活の質の向上と社会の活性化を図る目的で推奨品の認定事業を行う。

(推奨品の定義)

第 2 条

推奨品は、日本国内で販売、提供されている製品またはサービスで、現在または将来において転倒とそれに係る損害の予防に資すると考えられる、もしくは期待される科学的根拠がある商品とする。

推奨品の認定は、該当する製品またはサービスを製造または提供、販売している者からの申請を受け、本規定の定める審査に合格したものについて、本会が行う。

(申請者の要件)

第 3 条

本会推奨品の認定を受けようとする者（以下、申請者）は、申請する製品またはサービス（以下、申請商品）に係る賠償責任保険等に加入していなければならない。ただし、事業委員会が認めた場合は、この限りでない。

(申 請)

第 4 条

推奨品認定の申請は、申請者から本会宛に下記の提出完了をもって受付とする。

- 1 申請書（本会指定書式）
- 2 審査料
- 3 申請商品の見本
- 4 申請商品についての内容説明書やカタログ等
- 5 推奨品認定を申請する科学的根拠
- 6 「一般社団法人日本転倒予防学会推奨品」表示の使用範囲
- 7 その他希望する条件

(審 査)

第 5 条

5-1 審査基準

次の事項のうち 1 つ以上に該当することを必要条件とし、申請商品の販売計画も含めて、総合的かつ専門的に審議し、採否を決定する。

- 1 申請商品の有効性を示す 1 編以上の学術論文があること。または申請商品の有効性を示す 1 回以上の学会報告があること。
- 2 申請商品の有効性を科学的根拠に基づいて示す、本学会会誌の論文採択基準もしくは本学会学術集会研究発表採択基準を満たすレポートがあること。
- 3 申請商品が、JIS（日本工業規格）または SG 規格（製品安全協会）を有していること。

- 4 申請商品が、長年にわたる顕著な販売実績を有し、かつ重大な事故や違反、消費者団体訴訟の対象となっていないこと。
- 5 申請商品（開発中も含む）が、今後転倒予防に十分貢献しうる可能性を有していること。

5-2 審査員の選定

事業委員会が当該製品の特性を考慮し、2名以上の審査員を指名する。審査員のうち少なくとも1名を本会会員とする。審査の過程で必要な場合、審査員1名を追加することができる。

5-3 審査手順

審査員は提示された資料を上記審査基準に照らして各自の専門知識に基づき審査し、審査レポートを事業委員会に提出する。事業委員会は全審査員の審査レポートに基づき、申請商品の科学的妥当性、社会的影響等を考慮して審議し、推奨品の採否を決定する。

（審査結果の通知、登録）

第6条

6-1 審査結果の通知

審査結果は、採否に関わらず、理由書を添えて申請者に返信する。

6-2 推奨品の登録

採択された申請商品について、次の手続きの完了をもって登録とする。

- 1 指定された書類の提出
- 2 登録料の納付
- 3 推奨品登録証交付

6-3 登録期間

推奨品登録は、登録完了後1年間とする。

同一商品については申請者の申し出により追加審査無しに登録の更新を申請出来る。

（推奨品の実施）

第7条

7-1 推奨品の実施

申請者は登録済みの推奨品について登録期間に限り次の項目に定める実施が出来る。

- 1 推奨品本体もしくはパッケージへの、本会推奨品であることの記述。
- 2 店頭やweb上等での、本会推奨品であることの公告。
- 3 申請者制作のリーフレット、パンフレット等印刷物、申請者が出稿する広告等への本会推奨品であることの記載と第三者への配布。

7-2 推奨品マークの使用

実施にあたっては、本会推奨品であることの文言に加え、本会指定の推奨品マークを使用することが出来る。

7-3 登録期間満了後の掲示物・配布物の扱い

登録期間を満了し継続しない推奨品に係る掲示物、webページ、印刷物は、申請者が掲示、配布を終了する。掲示中もしくは未使用、未配布の印刷物は、申請者が可能な範囲で回収する。

7-4 登録期間中の事業の終了

申請者が登録期間中に推奨品の提供を終了するときには、本会に報告しなければならない。

(再審査)

第8条

8-1 推奨品の改変の届出

推奨品が登録期間中または登録延長申請時に改変が加えられて同一の商品名もしくは派生商品群として販売が継続される場合、申請者は本会に改変について説明する届出をしなければならない。また、申請者からの届出の有無によらず、本会が推奨品に申請時からの改変を認識したとき、事業委員会は申請者に対し推奨品に関する問合せをすることが出来る。

8-2 推奨品の欠陥の発見

推奨品について転倒予防に係る重大な欠陥が発見されたとき、事業委員会は推奨品についての調査を行う。

8-3 推奨品の改変による再審査

事業委員会は推奨品の改変の届出または欠陥の調査結果について審議し、転倒予防に寄与する特性に関わる重大な問題が認められた場合、再審査を行うことができる。再審査の手順は本規程第4条に準じる。

(推奨品登録の取消)

第9条

推奨品に関し以下の事態が生じたとき、登録期間中であっても本会は推奨品登録を取り消すことができる。

- 1 第8条8-3項に規定する再審査の結果、不採用となったとき。
- 2 推奨品自体の特性に起因する重大な事故が発生したとき。
- 3 受審時の情報に重大な誤り、虚偽、不正が発見されたとき。
- 4 消費者庁、国民生活センター、消費者生活センター、広告審査機構等の公的機関から販売方法、広告について不当や改善の必要の指摘を受けたとき。
- 5 本会の名誉を著しく害する行為をしたとき。
- 6 その他、本規程、関連細則および実施に係る覚書に違反したとき。

(免責)

第10条

登録された推奨品に係る事故、損害が発生した場合、本会はその賠償の責任を負わない。また、本会は推奨品に係る、製造物責任法が定める製造業者にあたらぬ。

(規定の改廃)

第11条

本規程の改廃は、事業委員会が理事会に提案し、理事会の議を経て、代議員会が承認する。

(附則)

本規程は平成26年11月1日より施行する。

本規程は令和4年4月9日より施行する。